

退職・転勤（転職）等による給与所得者異動届出書の提出について

異動事由発生日の翌月10日までに提出してください。
提出先⇒納税課 特別徴収 電話03(5744)1197

(1) 納税義務者が、退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書（以下「異動届）」を提出してください。

残りの税額は、一括徴収又は普通徴収へ変更となります。

なお、普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

【一括徴収について】

次の全ての要件に該当する場合は一括徴収が義務付けられています。

①退職日が1月1日から4月30日の間で退職後に新勤務先で特別徴収を継続する予定がない。

②残りの税額を超える給与または退職手当が支払われる。

(6月1日～12月31日の退職は、本人が申し出をした時のみ一括徴収となります。)

(2) 転勤（転職）して新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先から新勤務先経由で異動届を提出してください。

(3) その他の注意点

①給与支払報告書の住所誤報の場合は、速やかに異動届を提出してください。

②1月1日時点で住所地変更がある場合は、現年度は旧住所地、新年度は新住所地で課税されるため、異動届は両方の市区町村に提出してください。

月割額の月分を記入
(納期限の月ではありません)

1月2日以降住所を変更した場合で新住所が分かる場合は、給与の支払を受けなくなった後の住所も記入

一括徴収の場合のみ記入

転勤（転職）先が記入

記入漏れがないか、ご確認ください。

税額通知書に記載された番号を記入

異動事由発生日を記入

9 その他（特別徴収不可）を選択した場合は、該当理由を必ず選択

死亡退職で、相続人を把握している場合に記入

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出 (宛先)	〒	1 現年度	2 新年度	3 両年度
大田区長	住所(居所)又は所在地 フリガナ	※区処理欄		
	氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号	※市区町村ごとに異なります。	
フリガナ	フリガナ	宛名番号		
大田区長	代表者の職氏名	担当者連絡先	課・係	
個人番号	個人番号	氏名	氏名	
1月1日現在の住所	個人番号	電話	電話	
給与の支払を受けなくなった後の住所	個人番号	電話	電話	
受給者番号	フリガナ	特別徴収税額(年税額)	未徴収税額(7)-(イ)	異動年月日
氏名	氏名	月から	月から	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	月まで	月まで	
個人番号	個人番号			
1月1日現在の住所	個人番号			
給与の支払を受けなくなった後の住所	個人番号			
一括徴収の理由		徴収予定		
1 異動が令和 年12月31日までで、中出があったため		徴収予定月	徴収予定日	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				
※死亡退職で、相続人を把握している場合は、次の欄にも記入してください。				
相続人の氏名等		氏名	続柄	電話
		住所		
※転勤（転職）等による特別徴収届出書				
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		法人番号	受給者番号	
フリガナ				
氏名又は名称		担当者連絡先	新しい勤務先では	
代表者の職氏名		電話	月割額 円を	
			月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入します。	
			納入書(新規の場合は、いずれかを○で開んでください。) 要・不要	

※年度途中の金額変更については納入書を訂正して使用してください。

提出先⇒大田区納税課 特別徴収(〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号)

〈記入例〉

1 残りの税額を普通徴収（本人納付）に切り替える場合

給与所得者				(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)				
	氏名	大田 春子 (旧姓)		120,000	6月	11月	6・10・31	①退職 ②転勤 ③合併 ④休職 ⑤長期欠勤 ⑥死 ⑦会社解散 ⑧住所異報 ⑨その他(特別徴収不可)	①特別徴収継続 ②一括徴収 (1月以降は必須) ③普通徴収(本人納付) 理由	4,000,000 控除社会 保険料額 200,000
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日		10月		5月					
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円		円					
1月1日現在の住所	大田区蒲田1-1-1		50,000		70,000					
給与の支払を受けなくなった後の住所										
※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。										
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)										
2 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)										

※(ウ)の未徴収税額を、ご本人が納付する場合です。普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

3の普通徴収を○で囲みます。記載が無い場合は、処理が保留となる場合がありますのでご注意ください。

2 残りの税額を一括徴収して納入する場合

給与所得者				(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)				
	氏名	大田 春子 (旧姓)		120,000	6月	11月	6・10・31	①退職 ②転勤 ③合併 ④休職 ⑤長期欠勤 ⑥死 ⑦会社解散 ⑧住所異報 ⑨その他(特別徴収不可)	②特別徴収継続 ③一括徴収 (1月以降は必須) ④普通徴収(本人納付) 理由	4,000,000 控除社会 保険料額 200,000
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日		10月		5月					
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円		円					
1月1日現在の住所	大田区蒲田1-1-1		50,000		70,000					
給与の支払を受けなくなった後の住所										
※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。										
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)										
2 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)										

一括徴収の理由		徴収予定		
①異動が令和 6年12月31日までに、申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	
2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	11・20	70,000	70,000	

※(ウ)の未徴収税額を、最後の給与で差引いて納入する場合があります。

一括徴収の「○月分で納入」欄は必ずご記入ください。(ウ)の金額を納入する月のことです。令和6年11月分の住民税の納期限は、翌月の12月10日です。何月分(翌月10日納期限)で納付するかお間違えの無いようご注意ください。

3 転勤(転職)等により異動後の勤務先で特別徴収をおこなう場合

給与所得者				(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
受給者番号	フリガナ	オオタ	ハルコ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)				
	氏名	大田 春子 (旧姓)		120,000	6月	11月	6・10・31	①退職 ②転勤 ③合併 ④休職 ⑤長期欠勤 ⑥死 ⑦会社解散 ⑧住所異報 ⑨その他(特別徴収不可)	①特別徴収継続 ②一括徴収 (1月以降は必須) ③普通徴収(本人納付) 理由	4,000,000 控除社会 保険料額 200,000
生年月日	昭和・平成 ○年 ○月 ○日		10月		5月					
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円		円					
1月1日現在の住所	大田区蒲田1-1-1		50,000		70,000					
給与の支払を受けなくなった後の住所										
※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。										
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)										
2 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)										
3 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)										

※転勤(転職)前の会社は【前勤務先記入欄】まで記入し、転勤(転職)後の会社に渡してください。転勤(転職)後の会社は【新勤務先記入欄】を記入してください。

特別徴収開始の月を記入してください。前勤務先からの引継ぎにより、月割額を把握している場合はその金額をご記入ください。

※新勤務先の月割額について
新勤務先は、原則として前勤務先の徴収済月の翌月分から徴収します。新勤務先が翌月分から徴収できない場合は、徴収開始月をずらすことができます。その際、月割額が変わりますのでご注意ください。

【前勤務先記入欄】

「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

【新勤務先記入欄】

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 所属変更の場合は記入不要です。)	1 2 3 4 5 6 7	法人番号		受給者番号	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒111-1111 大田区蒲田1-1-1				
フリガナ	〇〇サンギョウ カブシキガイシャ				
氏名又は名称	〇〇産業 株式会社				
代表者の職氏名	代表取締役 蒲田 太郎				
課係	給与係				
担当連絡先	氏名 △△ △△				
	電話 (03)1111-1111 (内線 1111)				
新しい勤務先では	月割額 10,000円を				
	11月分(翌月10日納入期限)から徴収し、納入します。				
納入書(新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。)	要・不要				